

第36回 いなべ市農業委員会 議事録

開催日 令和元年11月8日
場所 シビックコア 第2会議室

委員の出欠状況

1番	堀田 清代次	出	2番	二宮 義隆	出	3番	伊藤 隼人	出
4番	長崎 行雄	出	5番	藤田 克己	出	6番	小林 孝則	出
7番	佐藤 昌生	出	8番	三輪 正秀	出	9番	藤田 義昭	出
10番	二之湯 和彦	出	11番	川井 角司	欠	12番	伊藤 和雄	出
13番	日紫喜 幸久	出	14番	近藤 隆雄	出	15番	森 喜九郎	出

開会時刻 午前 9時00分
閉会時刻 午前 9時50分

<p>1 開会の辞 事務局長（杉本 剛）</p>	<p>ただいまから、第36回いなべ市農業委員会を開催させていただきます。 それでは、よろしく願いいたします。</p>
<p>2 会長挨拶 会長（伊藤和雄）</p>	<p>お忙しい中、お集まりいただきましてありがとうございます。 それでは、第36回いなべ市農業委員会を始めさせていただきたいと思ひます。よろしく願いいたします。</p>
<p>3 開会の宣言 議長（伊藤和雄）</p>	<p>それでは、開催させていただきたいと思ひます。いなべ市農業委員会総会規則第5条に基づき、議長を務めさせていただきますので、よろしく願いいたします。 ただ今の出席委員は14名でございます。定足数に達しておりますので、第36回いなべ市農業委員会を開会いたします。</p>
<p>4 議事日程 （日程第1） 議長</p>	<p>日程第1 本日の議事録署名委員につきましては、いなべ市農業委員会総会規則第6条第2項の規定に基づき、私が定めることとなっておりますので、本日の議事録署名委員に5番議席 藤田委員、6番議席 小林委員のお二人を指名させていただきます。よろしく願ひします。</p>
<p>（日程第2） 議長</p>	<p>それでは、日程第2 報告第61号「農地法第18条第6項の規定による通知書について」を議題といたします。事務局の説明をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>日程第2、報告第61号「農地法第18条第6項の規定による通知</p>

	<p>書について」次のとおり、農地法第18条第1項第2号に基づき合意解約され、同条第6項の規定による通知があったので報告する。令和元年11月8日提出 いなべ市農業委員会会長 伊藤和雄</p> <p>原則、農地の賃貸借契約の解除については、農地法により知事の許可を受けなければなりません。しかし、合意による解約でその旨が書類により明らかにされている場合は許可を必要とせず、これらの行為をしたものは農業委員会にその旨を通知しなければならないと規定されています。今回の案件は、24件、27筆、総面積53,917㎡であることを報告します。</p>
<p>議長</p>	<p>事務局の説明が終わりました。報告事項でございます。第61号について何か質問がありましたらお願いします。</p> <p>よろしいでしょうか。 それでは、次に進みます。</p>
<p>議長</p>	<p>日程第3 報告第62号「農地法第5条第1項第6号の規定による届出について」を議題といたします。事務局の説明をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>日程第3、報告第62号「農地法第5条第1項第6号の規定による届出について」次のとおり、農地法第5条第1項第6号の規定による届出があったので報告する。令和元年11月8日提出 いなべ市農業委員会会長 伊藤和雄</p> <p>農地を農地以外にする場合には、農地法の許可が必要ですが、員弁町の市街化区域については、都市計画法により積極的に宅地化すべき区域とされており、あらかじめ農業委員会へ届出を行えば転用許可は要しないこととなっています。</p> <p>届出書の受理については「いなべ市農業委員会会長専決規定」により会長が専決することとなっており、適法であれば受理し、適法でないものは不受理とすることになっています。今回の届出は、大安町大井田の■■■■が、員弁町楚原の■■■■が所有する楚原■■■■の1筆、386㎡の畑を専用住宅へ転用する届出です。届出書には、問題が生じた場合は自己の責任で解決するとされており、受理した届出書については、議案書の日付によって受理通知書を発行しましたので報告します。</p>
<p>議長</p>	<p>事務局の説明が終わりました。報告事項でございます。第62号に</p>

	<p>ついて、何か質問がありましたらお願いします。</p> <p>よろしいでしょうか。 それでは、次に進みます。</p>
(日程第4) 議長	<p>続きまして、日程第4 議案第204号「農用地利用集積計画の決定について(利用権設定)」を議題といたします。事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>日程第4 議案第204号「農用地利用集積計画の決定について(利用権設定)」次のとおり、いなべ市長から農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画が提出されたので、議決を求める。令和元年11月8日提出 いなべ市農業委員会会長 伊藤和雄</p> <p>市が農用地利用集積計画を定めるときは、農業経営基盤強化促進法第18条第1項により、農業委員会の決定を経て、市が定めることとなっております。今回は、農地中間管理事業にともなう農用地利用集積計画の決定です。議案書のとおり利用権の設定計画が提出されました。総件数1件、4筆、面積計4,963㎡となっていますのでよろしくお願いします。</p>
議長	<p>この案件は、公益財団法人三重県農林水産支援センターが実施する農地中間管理事業です。この案件につきまして、質問等ありましたらお願いいたします。</p> <p>特にないようですので、議案第204号「農用地利用集積計画の決定について(利用権設定)」につきまして採決いたします。</p> <p>本計画について、決定することに賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>挙手全員であります。よって、本議案は原案どおり決定されました。</p>
議長	<p>続いて、日程第5 議案第205号「農用地利用集積計画の決定について(所有権移転)」を議題といたします。事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案第205号「農用地利用集積計画の決定について(所有権移転)」次のとおり、いなべ市長から農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画が</p>

提出されたので、議決を求める。令和元年11月8日提出 いなべ市
農業委員会会長 伊藤和雄

7月の委員会で承認いただいた案件の続きです。公益財団法人三重
県農林水産支援センターが実施する農地売買等事業に関する所有権移
転1件、2筆、3, 293㎡です。

市が農地利用集積計画を定めるときは、農業経営基盤強化促進法第
18条第1項により、農業委員会の決定を経て、市が定めることとな
っております。7月に支援センターが、[]から農地を取得する
案件について委員会で承認をいただき、支援センターに農地の所有権
が移りました。今回は、支援センターが売主となり、認定農業者であ
る []に売却する案件です。

この事業は、担い手農業者等の規模拡大を図ることにより、経営安
定化を目指すための事業です。売り手にも、買い手にもメリットがあ
る事業です。

ご審議のほどよろしく申し上げます。

議長

事務局の説明が終わりました。

この案件は、公益財団法人三重県農林水産支援センターが実施する
農地中間管理事業です。何か質問はありますか。

特に無いようですので、議案第205号「農用地利用集積計画の決定
について(所有権移転)」を採決いたします。

本議案につきましては、[]に関する案件が含まれて
おります。農業委員会等に関する法律第31条第1項により議事に参
与できませんので、該当委員を除いて採決を行います。ご了承ください
い。

本利用集積計画を決定することに賛成委員の挙手を求めます。

全員挙手であります。よって本計画は原案どおり決定することとい
たします。

(日程第6、日程第7)

議長

続きまして、日程第6 議案第206号「農地法第3条の規定によ
る許可申請について(所有権移転)」及び日程第7 議案第207号
「農地法第3条の規定による許可申請について(貸借権等設定)」を議題
といたします。事務局の説明を求めます。

事務局

日程第6 議題206号「農地法第3条の規定による許可申請につ

いて(所有権移転)」 次のとおり、農地法第3条の規定による許可申請(所有権移転)があったので議決を求める。令和元年11月8日提出
いなべ市農業委員会会長 伊藤和雄

今回の申請は、4件、4筆、総面積1,794㎡です。

<議案書パワーポイントに基づき明細を説明>

<42番案件>の申請地は、員弁町大泉新田地内の畑です。

譲受人である員弁町北金井の[]が、員弁町西方の[]が所有する議案書に記載の1筆、80㎡を売買により譲り受ける申請です。

<43番案件>の申請地は、北勢町阿下喜地内の畑です。

譲受人である北勢町阿下喜の[]が、東京都練馬区の[]が所有する議案書に記載の1筆、577㎡を売買により譲り受ける申請です。

<44番案件>の申請地は、藤原町市場地内の畑です。

譲受人である藤原町市場の[]が、藤原町市場の[]が所有する議案書に記載の1筆、76㎡を贈与により譲り受ける申請です。

[]の耕作面積は、兄である[]の耕作面積6,420㎡の耕作に従事しているという農業従事申述書が添付されておりますので、カッコ書きとなっています。

<45番案件>の申請地は、藤原町坂本地内の田です。

譲受人である藤原町坂本の[]が、四日市市の[]が所有する議案書に記載の1筆、1,061㎡を贈与により譲り受ける申請です。

続きまして、日程第7 議題207号「農地法第3条の規定による許可申請について(貸借権等設定)」 次のとおり、農地法第3条の規定による許可申請(貸借権等設定)があったので議決を求める。令和元年11月8日提出
いなべ市農業委員会会長 伊藤和雄

<議案書パワーポイントに基づき明細を説明>

今回の申請は、1件、1筆、総面積2,212㎡です。

この案件は、議案第209号の5条貸借権等設定の18番案件と関連がありますので、合わせて説明させていただきます。

申請地は、大安町宇賀新田地内の田で、農地区分は農用地です。営農型の太陽光発電施設、太陽光パネルの下部で農業を行うという計画です。3条の地上権設定者で、5条の使用借人である鈴鹿市の[]が鈴鹿市の[]の所有する議案書に記載の1筆、2,212㎡に3条で地上権を、2,212㎡の内4,43㎡を5条で借りて、太陽光発電施設として転用したい旨の計画です。[]

は鈴鹿市の認定農業者でありますので、3条及び5条ともに、期間は10年間です。

5条につきましては、面積が4.43㎡と説明させていただきましたが、内訳は支柱、キュービクル基礎、フェンス基礎です。太陽光発電を行うためのパネルを設置するため支柱は139本、間隔は基本4m間隔で設置し、一部2m間隔で設置します。支柱直径76mmで、設置面積は0.63㎡です。キュービクル基礎は3.57㎡、フェンス基礎が7箇所0.23㎡です。地上高2.5mの位置に、太陽光パネルを設置するということです。この太陽光発電施設の下部の営農計画としましては、農地所有者である[]と[]が、農業経営基盤強化促進法での貸し借りをしており、タマリユを栽培されます。主な作業としては、植え付け、防除防草、出荷です。計画では、1年目から出荷ができる予定です。また、営農型太陽光施設の下部での日照は、タマリユ栽培に有効であるという意見書が添付されております。

3条申請においては、法第3条第2項各号に該当する場合には、許可することができません。しかし、地上権の設定、移転については、各号に該当する場合でも、許可できることになっております。また、今回の3条地上権設定と5条貸借権設定について、太陽光を行うために両許可が必要でありますので、同時許可となります。許可後の報告につきましては、翌年2月末までに知見を有する者の確認を受けて報告することになっております。

以上、3条所有権移転4件と、貸借権等設定1件につきまして、委員の確認書、現場確認及び書類審査の結果、法令要件を満たしていると判断されますので、ご審議をよろしくお願いいたします。

議長

事務局の説明は終わりました。

申請案件について何か質問はありますか。

特に無いようですので、議案第206号「農地法第3条の規定による許可申請について（所有権移転）」について採決いたします。

議案第206号「農地法第3条の規定による許可申請について（所有権移転）」について、原案どおり許可することに賛成委員の挙手を求めます。

全委員挙手であります。よって、本申請は許可することといたします。

<p>(日程第8、日程第9)</p> <p>議長</p> <p>事務局</p>	<p>す。</p> <p>続きまして、議案第207号「農地法第3条の規定による許可申請について（貸借権等設定）」について採決いたします。</p> <p>議案第207号「農地法第3条の規定による許可申請について（貸借権等設定）」について、原案どおり許可することに賛成委員の挙手を求めます。</p> <p>全員挙手であります。よって、本申請は許可することといたします。</p> <p>続きまして、日程第8 議案第208号「農地法第5条の規定による許可申請に対する意見決定について（所有権移転）」及び日程第9 議案第209号「農地法第5条の規定による許可申請に対する意見決定について（貸借権等設定）」を議題といたします。事務局の説明を求めます。</p> <p>日程第8、議案第208号「農地法第5条の規定による許可申請に対する意見決定について（所有権移転）」 次のとおり、農地法第5条の規定による許可申請（所有権移転）があったので意見を求める。令和元年11月8日提出 いなべ市農業委員会会長 伊藤和雄</p> <p>今回の申請は、5件、22筆、総面積5,056.61㎡です。</p> <p><議案書パワーポイントに基づき明細を説明></p> <p><40番案件>は、大安町石樽東地内の田で、農地区分は第2種農地です。</p> <p>譲受人である大安町石樽南の[]が、大安町石樽東の[]が所有する議案書に記載の1筆、340㎡を従業員用の駐車場へ転用したい旨の計画です。工事計画については、土地造成は整地のみ、取水は行わず、雨水は自然流下です。</p> <p><41番案件>は、大安町南金井地内の田で、農地区分は第2種農地です。</p> <p>譲受人である大安町南金井の[]が、四日市市の[]が所有する議案書に記載の1筆、598㎡を一般個人住宅へ転用したい旨の計画です。工事計画については、土地造成は20cmから30cmの盛土を行う。取水は上水道、汚水排水及び生活排水は下水道を利用し、雨水については既設道路側溝へ放流です。一般個人住宅の転用面積は、500㎡以内となっておりますが、形状が不形成となっておりますので、有効面積が466.4㎡であるという理由書が添付されております。</p>
---	--

す。

<42番案件>は、員弁町畑新田、大泉新田地内の畑で、農地区分は、500m以内に員弁中学校といなべ眼科がありますので第3種農地です。

譲受人である四日市市の[]が、員弁町北金井の[]が所有する議案書に記載の7筆、2,603㎡を建築住宅11棟へ転用したい旨の計画です。工事計画については、土地造成は切土10cm、盛土50cmで、周囲はコンクリートブロックを設置し、土砂及び雨水の流出を防止します。取水は上水道、汚水排水及び生活排水は下水道を利用し、雨水については既設道路側溝へ放流です。

<43番案件>は、北勢町田辺地内の畑で、農地区分は第2種農地です。

譲受人である大阪府の[]が、北勢町田辺の[]が所有する議案書に記載の9筆、1,044㎡を太陽光発電施設へ転用したい旨の計画です。工事計画については、土地造成は整地のみ、取水は行わず、雨水は自然浸透です。

<44番案件>は、北勢町東貝野地内の田、畑で、農地区分は第2種農地です。この案件は、平成29年10月の委員会で審議していただき、平成30年5月に許可済みでしたが、譲受人の変更のため取消願が提出されて、再度申請されております。

譲受人である大阪府の[]が、伊勢市の[]が所有する議案書に記載の4筆、471.61㎡を太陽光発電施設へ転用したい旨の計画です。工事計画については、土地造成は整地のみ、取水は行わず、雨水は自然浸透です。

続きまして、日程第9、議案第209号「農地法第5条の規定による許可申請に対する意見決定について（貸借権等設定）」次のとおり、農地法第5条の規定による許可申請（貸借権等設定）があったので意見を求める。令和元年11月8日提出 いなべ市農業委員会会長 伊藤和雄

今回の5条貸借権等設定の申請は、3件、3筆、690.43㎡です。

<議案書パワーポイントに基づき明細を説明>

<17番案件>は、大安町石樽北地内の田です。農地区分は第2種農地です。

使用借人である大安町石樽北の[]が、大安町石樽北の[]

	<p>■■■■の所有する議案書に記載の1筆、479㎡を借りて、太陽光発電施設へ転用したい旨の計画です。工事計画については、土地造成は整地のみ、取水は行わず、雨水は自然浸透です。</p> <p>使用借人の■■■■には、無断転用地が2か所あります。2か所とも許可が可能な案件ではありません。始末書付で許可可能な面積については申請をしていただくことと、残りの部分は農地に戻していただくように指導しており、今月中に申請と農地に戻す予定であると聞いております。</p> <p><18番案件>は、議案第207号3条貸借権等設定で説明させていただきましたので、省略させていただきます。</p> <p><19番案件>は、北勢町阿下喜地内の田です。農地区分は第2種農地です。</p> <p>使用借人である松阪市の■■■■が北勢町阿下喜の■■■■の所有する議案書に記載の1筆、574㎡の内207㎡を借りて、一般個人住宅へ転用したい旨の計画です。工事計画については、土地造成は整地のみ、取水は上水道、汚水排水は下水道、雨水は既設道路側溝へ放流です</p> <p>5条貸借権等設定の17番案件につきましては、無断転用地がありますので、始末書付での申請と一部農地に戻していただければ、転用はやむをえないと考えます。</p> <p>5条所有権移転5件と、5条貸借権等設定残り2件につきましては、委員の確認書及び書類審査の結果、法令要件を満たしていると判断され、転用はやむを得ないものと考えられますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p> <p>議長 この案件につきましては、現地調査を行っております。現地調査委員長からその調査結果を報告させていただきます。</p> <p>現地調査委員長 (藤田義昭) 議案第208号「農地法第5条の規定による許可申請に対する意見決定について(所有権移転)」5件、及び議案第209号「農地法第5条の規定による許可申請に対する意見決定について(貸借権設定)」3件を現地調査した結果、特に問題となる事項は確認されませんでしたので、報告します。</p> <p>議長 ありがとうございます。このことについて、何か質問はありますか。</p>
--	---

	<p>特に無いようですので、議案第208号「農地法第5条の規定による許可申請に対する意見決定について(所有権移転)」の採決を行います。</p> <p>本申請を県に送付するにあたり、委員会が特に付すべき意見は、「なし」とすることに賛成委員の挙手を求めます。</p> <p>全員挙手であります。よって、当委員会の意見は「なし」とすることに決定しました。</p> <p>続いて、議案第209号「農地法第5条の規定による許可申請に対する意見決定について(貸借権設定)」の採決を行います。</p> <p>17番案件につきましては、無断転用地の始末書付きの申請と一部農地に戻してから許可すること、18、19番案件につきましては、委員会が特に付すべき意見は、「なし」とすることに賛成委員の挙手を求めます。</p> <p>全員挙手であります。よって、17番案件については、無断転用地について始末書付きの申請と農地へ戻してから許可すること、18番、19番案件については、当委員会の意見は「なし」とすることに決定しました。</p> <p>(日程第10) 議長</p> <p>事務局</p> <p>続きまして、日程第10、議案第210号「非農地証明願いについて」を議題といたします。事務局の説明を求めます。</p> <p>日程第10、議案第210号「非農地証明願いについて」 次のとおり、非農地証明願いがあったので議決を求める。令和元年11月8日提出 いなべ市農業委員会会長 伊藤和雄</p> <p>今回の申請は、6件、6筆で1,305.82㎡です。</p> <p><議案書パワーポイントに基づき明細を説明></p> <p><25番案件>の申請地は、藤原町西野尻地内の台帳地目、田です。願い出者は藤原町西野尻の[]で、昭和55年以前から宅地に転用し、現在に至っております。</p> <p><26番案件>の申請地は、北勢町西貝野地内の台帳地目、畑です。願い出者は北勢町西貝野の[]で、昭和55年から宅地に転用し、現在に至っております。</p> <p><27番案件>の申請地は、北勢町畑毛地内の台帳地目、畑です。願い出者は北勢町阿下喜の[]で、25年以上前から道路、そ</p>
--	--

	<p>の後車庫に転用し、現在に至っております。</p> <p>< 28番案件 >の申請地は、員弁町大泉地内の台帳地目、田です。願い出者は員弁町東一色の■■■■で、昭和44年頃から宅地に転用し、現在に至っております。</p> <p>< 29番案件 >の申請地は、北勢町阿下喜地内の台帳地目、田です。願い出者は北勢町阿下喜の■■■■で、昭和42年から宅地への進入路に転用し、現在に至っております。</p> <p>< 30番案件 >の申請地は、藤原町坂本地内の台帳地目、畑です。願い出者は藤原町坂本の■■■■で、平成11年から宅地に転用し、現在に至っております。</p> <p>以上6件につきまして、現場確認及び空中写真等の書類審査の結果、証明基準を満たしていると判断されますので、よろしくお願ひします。</p>
議長	<p>事務局の説明は終わりました。</p> <p>非農地証明につきましては、無断転用後20年経過した土地についての証明です。事務局において、20年前の空中写真を元に該当する土地について提案をさせていただいております。</p> <p>何か質問はありますか。</p> <p>特に無ければ、これより議案第210号「非農地証明願ひについて」を採決いたします。願ひどおり証明することについて、賛成委員の挙手を求めます。</p> <p>全員挙手であります。よって、この案件については、願ひどおり証明することに決定しました。</p> <p>議事については、以上です。</p>
議長	<p>その他に入ります。委員さんから何かありますか。</p> <p>事務局から何かありますか。</p>
事務局	<p>(農地転用許可制度についてのアンケート依頼を説明)</p>
議長	<p>次回は11月25日午前9時から現地調査を実施します。副会長と日紫喜委員は出席をお願いします。11月27日に委員会となりますので、よろしくお願ひします。</p>

<p>6 閉会の宣言 議長</p> <p>【午前9時50分閉会】</p>	<p>これを持ちまして、第36回いなべ市農業委員会を閉会いたします。</p>
--------------------------------------	--

会議の経過を記載して、相違ないことを証するため署名する。

令和元年 月 日
いなべ市農業委員会
会長 伊藤 和雄

議事録署名者

議事録署名者